

再処理工場の審査の遅れが、むつ中間貯蔵、乾式貯蔵に波及 政府の「原発回帰」とは裏腹に、再処理工場は事実上破綻

六ヶ所再処理工場の審査が遅れている。これが根本的要因となり、青森県知事はむつ中間貯蔵施設への使用済核燃料の今年度搬入を容認しないと表明した。関電の乾式貯蔵施設計画も綱渡りの状況にある。

政府の「原発回帰」とは裏腹に、現実の核燃料サイクルは瓦解の様相を呈し、顕在化している。六ヶ所再処理工場の稼働、乾式貯蔵施設の建設、むつ中間貯蔵施設への搬入を止めていこう。

(1) 六ヶ所再処理工場の設工認審査は長引く。2026年度中のしゅん工は不確か

六ヶ所再処理工場の設工認（設計及び工事の計画の認可）の審査が長引いている。3月27日の国の審査会合で事業者の原燃は、あと2回の説明が必要と述べ、5月中には説明を終了したい旨を表明した。設工認の説明終了予定は、昨年11月、今年2月と延び延びになってきた。規制庁は3月の審査会合で、「審査はスタートした段階とってください」「補足説明の資料がまだ出ていない。それを確認するまでは審査は終わらない」と釘をさしている。

原燃社長は3月31日の記者会見で「2026年度中（2027年3月中）のしゅん工（工事と検査の終了）目標への影響はない」「オールジャパン体制で取り組んでまいります」と同じ言葉を繰り返している。しかし実際には、しゅん工目標は不確かとなっており、1997年の完成予定から28回目の延期となる可能性がある。「しゅん工目標への影響はない」とは、次に述べるように、ガラス固化試験をしゅん工後に先延ばしすること等で間に合わせようとするものだ。

(2) ガラス固化試験の先送りは許されない

原燃は審査が長引くなかで、当初は使用前事業者検査で実施することになっていたガラス固化試験を、しゅん工後に先送りする計画を示している。これによって、ガラス固化試験を規制委・規制庁の審査対象から外し、形だけのしゅん工を演出しようとしている。しかし、困難なガラス固化ができなければ、再処理工場の操業はできない。電力各社は今後も使用済核燃料を再処理工場に搬出できず、ひっ迫している原発内プールに保管し続けなければならない。

ガラス溶融炉が「安全上重要な施設」であることは、規制庁も認めている（事業指定基準規則第1条第2項第五号）。そのため、安全を確保する性能・能力を確認する必要がある。規制委は新規基準以降、ガラス固化試験の検査・確認を実施していない。

これまで規制委は、2020年7月の事業変更許可の際、「ガラス固化に係る設備の（中略）性能等については、事業者が使用前事業者検査として確認し、原子力規制委員会はその内容について使用前確認を実施していきます」とパブコメ意見に回答している。しかしながら、原燃と規制庁はこの間頻りに「面談」（非公開）を繰り返しているが（2月18日から4月16日までに7回）、議事要旨を見る限り、規制庁は使用前事業者検査として実施することを明確に求めていない。

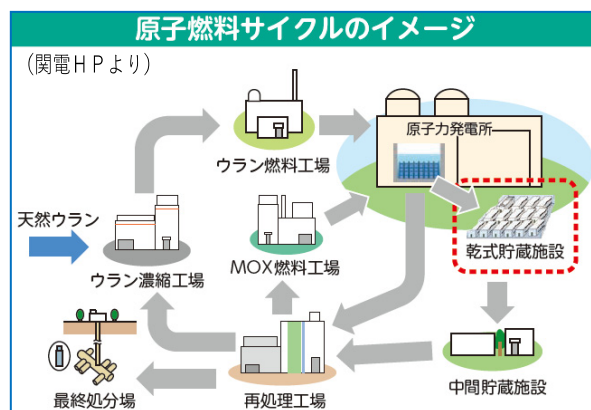
さらに原燃は、ガラス溶融炉の閉じ込め機能等の使用前事業者検査では、放射性物質等を含まない模擬廃液を使って検査しようとしている。しかし、放射性物質等を含まないため、これらの影響を確認することはできない。実廃液を用いた検査を実施させるべきだ。（4頁）

次回4月27日の審査会合で、ガラス固化試験について議論になる可能性がある。規制庁は、しゅん工後に任意の検査として先送りする方針を認めてはならない。当会は4月21日に規制委宛に、ガラス固化先送り等を認めないよう要望書を送付した。<https://x.gd/9LSdv>

(3) 青森県知事は、むつ中間貯蔵施設への2026年度搬入を認めないと表明

六ヶ所再処理工場の設工認審査終了が見通せない中で、3月31日に青森県知事は、むつ中間貯蔵施設への2026年度の使用済核燃料の搬入は認められないと表明した。

むつ中間貯蔵施設は、50年間保管した後に六ヶ所再処理工場に搬出することになっている。審査の遅れによって、再処理工場への搬出が不確かとなれば、「中間貯蔵」という施設の性格が成り立たなくなるためだ。これに対して東電や経産大臣等は「警告として受け止める」として、再処理工場の審査を支援していくと表明している。



地元のむつ市長は、使用済核燃料の搬入がなければ、使用済燃料税が減収になるため、慎重な姿勢を示している。県知事と歩調を合わせるとしながらも、「知事の判断は再処理工場の審査の進み具合によって変わる」との自らの認識をわざわざ述べている。今年度60トンの搬入を計画している東電等から聞き取りを行ったり、4月20日には再処理工場を視察するなどして、状況打開をはかっているかのようだ。

他方で東電は、関電等の使用済核燃料を「事業者間連携」としてむつ中間貯蔵施設に搬入する構想を再三述べてきた。しかし再処理工場の審査の遅れによって、むつ市長は「判断できない」と態度を保留している。東電や関電の思惑もすんなりとは進まない。

(4) 9月建設開始を狙う関電の乾式貯蔵施設：6月福井県議会での同意を止めよう

再処理工場の審査の遅れは、関電にも跳ね返る。関電のロードマップ（使用済核燃料対策）では、六ヶ所再処理工場のしゅん工を今年度中として、2027年度下期から再処理を開始する計画だ。しかし、しゅん工の遅れに伴い、実際の操業（再処理の開始）は計画通りには進まない。

それも見越してか、関電は原発敷地内での乾式貯蔵施設の設置を急いでいる。高浜原発では、2028年頃には使用済核燃料プールが満杯になり、原発の運転はできなくなる。そのため、高浜原発の第1期分（240トン規模）の乾式貯蔵施設を、今年9月頃に建設を開始し、2028年7月頃の運用開始を狙っている。関電の計画も綱渡りの状況だ。

建設には福井県と立地町の事前了解（同意）が必要となる。福井県は、設工認での原燃の説明が終了すれば、関電から説明を受け、早急に建設同意の判断をすると述べてきている。4月7日の私たちの福井県申し入れでは、規制委の認可も出ていない内から、判断時期を原燃の説明終了段階とする理由を問うたが、県は明確に答えなかった。当事者関電の説明を聞いて建設同意を判断するとは、安全性軽視も甚だしい（10頁）。

福井県知事は、4月13日に高浜原発と大飯原発を視察し、14日には美浜原発を視察し、それぞれ首長と意見交換している。美浜町長は、再処理工場の説明終了後に「遅延なく（乾式貯蔵施設の事前了解手続きを）進めてほしい」と述べ、知事は『『今後も緊密に連携をさせていただきたい』と応じた』（4月15日福井新聞）。関電の建設予定に歩調を合わせようとしている。

福井県内でも住民説明会は開かれておらず、住民の声を聴かずに判断することは許されない。再処理工場の度重なる審査の遅れや、市民の県議会議員への働きかけ等で、これまで3回の県議会で建設同意の判断は先送りとなってきた。

6月福井県議会（6月22日～7月21日）でも、建設の同意判断を止めていこう。